



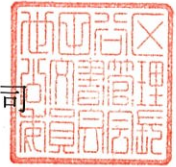
答 申 第 1 5 号
令和5年7月14日

世田谷区長

保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会

会 長 野 村 武 司



令和5年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄
に関する意見聴取について（答申）

令和5年6月9日付諮問第15号で依頼のあった「令和5年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。